○国土交通省告示第千百五十六号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年十一月二日　国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
12494	ホンダ　ＤＢＡ－　ＢＥ３	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山２丁目１番１号
12495	ホンダ　ＡＢＡ－　ＢＥ４	〃	〃
15221	ホンダ　ＡＢＡ－　ＡＰ２	〃	〃
15603	ホンダ　ＤＢＡ－　ＢＥ８	〃	〃

○国土交通省告示第千百五十七号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年十一月二日　国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
12306	ニッサン　ＣＢ　Ａ－ＰＵ31	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
12308	ニッサン　ＣＢ　Ａ－ＰＮＵ31	〃	〃
15262	ニッサン　ＤＢ　Ａ－ＴＵ31	〃	〃
15263	ニッサン　ＤＢ　Ａ－ＴＮＵ31	〃	〃
15794	ニッサン　ＡＢ　Ａ－ＱＫ30	〃	〃
15903	ニッサン　ＣＢ　Ａ－ＳＥ25	〃	〃
15914	いすゞ　ＣＢＡ－　ＪＳＥ25	〃	〃

○国土交通省告示第千百五十八号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年十一月二日　国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15003	三菱　ＤＢＡ－Ｃ　Ｓ２Ａ	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番８号

○国土交通省告示第千百五十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年十一月二日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－1502	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＣＲＬ３－ＤＢＡ１	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号
㊎Ｇ－1743	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＥＲＬ３－ＣＢＡ１	〃
㊎Ｇ－1875	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＣＲＬ３－ＤＢＡ２	〃

○国土交通省告示第千百六十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年十一月二日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＴＤ２－４	運行記録計　ＨＯＲＩＢＡ　ＨＩＴ－800	株式会社日出ハイテック　大分県速見郡日出町大字大神8133番地

○国土交通省告示第千百六十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年十一月二日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｃ－2033	年少者用補助乗車装置　アップリカ　Ｚ－55	アップリカ・チルドレンズプロダクツ株式会社　大阪府大阪市中央区島之内１丁目13番13号
㊎Ｃ－2049	年少者用補助乗車装置　アップリカ　Ｚ－60	〃
㊎Ｃ－2519	年少者用補助乗車装置　アップリカ　Ｚ－61（ＨＩＤＸ）	〃
㊎Ｃ－2520	年少者用補助乗車装置　アップリカ　Ｚ－61（ＤＸ）	〃

○国土交通省告示第千百六十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年十一月二日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－1126	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＣＢＡ－２ＴＲ－ＦＥ１	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊎Ｇ－1127	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＣＢＡ－２ＴＲ－ＦＥ	〃
㊎Ｇ－1561	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＣＢＡ－１ＧＲ－ＦＥ１	〃
㊎Ｇ－1562	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＣＢＡ－１ＧＲ－ＦＥ	〃
Ｅ43－39Ｒ－000058	速度計　トヨタ　Ｎ21－ＪＰ－Ａ	〃
Ｅ43－39Ｒ－000059	速度計　トヨタ　Ｎ21－ＪＰ	〃

○国土交通省告示第千百六十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年十一月二日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＴＤ－５	運行記録計　富士通　ＦＶ5231Ａ	富士通株式会社　神奈川県川崎市中原区上小田中４－１－１
㊎ＴＤ－７	運行記録計　富士通　ＦＶ5321Ａ１	〃